



児童手当 現況届の提出を お忘れなく

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「現況届」を提出してください。

この届出は、6月1日現在の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を支給できるかどうかを確認するためのものです。この届出をしないと6月分以降の手当が支給できませんので、必ず6月中旬に提出してください。

公務員・団体職員（郵政公社・独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。児童手当を受給されている方には手続きの案内を送付します。現況届の用紙は各支所にも備え付けています。

◎届出に必要なもの

- ・現況届
- ・印鑑
- ・年金加入証明書
(国民年金加入者は不要)
- ・平成19年1月2日以降に本市に転入された方は、「平成19年度所得証明書（児童手当用）」

※所得証明書は平成19年1月1日現在の住所地の市町村で、発行を受けてください。市町村によって平成19年度所得証明書発行日が異なりますので、いつから発行できるのか、確認してください。



ご利用ください 甲賀市奨学資金 給付制度

市では、修学の意欲がありながら経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に対して奨学資金を給付しています。

■給付の対象

次の①から③すべてに該当する方が対象となります。

①滋賀県奨学資金または日本学生支援機構奨学金、およびこれらに準ずる奨学金の貸与を受けている方

②保護者が①の奨学金の貸与を受けるに至った日前1年以上引き続き市内に住所

を有している方

③生活保護法に基づく被保護世帯またはそれに準ずる世帯に属する方

■給付の額

- 高等学校
特別支援学校（高等部）等
月額 5,000円
- 大学（大学院を除く）等
月額 15,000円

■申請期間

6月15日（金）～7月17日（火）

給付を受けるには申請書の提出が必要で、詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ 学校教育課 学務管理係
☎86-8019 FAX86-8380

問い合わせ 社会福祉課 児童家庭係
☎65-0705 FAX63-4085



開かれた市政をめざして 情報公開・個人情報保護制度

市では、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を制定しています。甲賀市情報公開条例第29条（実施状況の公表）及び甲賀市個人情報保護条例第44条（運用状況の公表）に基づいて、平成18年度の実施状況を次のとおり公表します。

●行政文書公開の実施状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

請求件数	59件	部分公開理由別状況	
市長部局	50件	個人情報	7件
教育委員会	6件	法人情報	9件
選挙管理委員会	2件	個人情報及び法人情報	5件
農業委員会	1件		
公開等の決定状況		不存在理由別状況	
公開	26件	取得していないため	3件
部分公開	21件	作成していないため	3件
不存在	9件	その他	3件
取下げ	3件		

●個人情報開示の実施状況

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

請求件数	10件
市長部局	9件
教育委員会	1件
開示等の決定状況	
開示	1件
部分開示	2件
非開示	1件
不存在	6件

部分開示理由別状況

開示請求者以外の個人情報 2件

※市役所水口庁舎及び各支所に情報コーナーを設け、入札結果、議会会議録などの情報提供を行っていますのでご利用ください。

問い合わせ 法務室 法務係
☎65-0664 FAX63-4554